

(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030の骨子について

1 地域福祉の推進(P4)

- 地域福祉とは、地域住民や団体・企業、行政が協力し合い、人々が安心して暮らせる地域社会をめざすものです。
- これからの地域福祉には、すべての人が社会の一員として尊重され、排除されることなく地域社会へ参加できる状態をめざす「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」、人々が身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを意味する「ウェルビーイング(Well-being)」の理念を実践し、地域福祉を推進することが必要です。

2 これまでの主な取組成果(P16～17)

生活困窮者等食品・相談支援事業(街かどフードパントリー)の開始

令和5年に23区では初となる常設型のフードパントリー、「街かどフードパントリー」を活用した食品支援と、生活の困りごと等を解決につなげる相談支援を併せて実施しています。



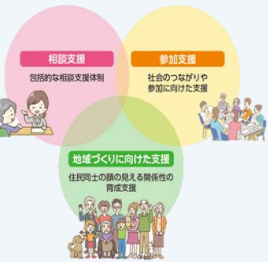
認知症フレンドリー協議会(板橋区認知症官民協議会)の発足

令和6年度に都内で初となる官民連携による協議会を発足。認知症になっても自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会「認知症フレンドリー社会」の実現をめざしています。



地域福祉コーディネーターのモデル配置

令和5年度より、地域へのアウトリーチ等を行い、地域住民からの相談を受け、その困りごとを地域住民や地域にかかわる団体、専門職と連携して、課題の解決に取り組む、「地域福祉コーディネーター」を志村坂上、蓮根、舟渡の3地区にモデル配置しています。



こども家庭センター機能の整備

令和6年4月より、既存の子ども家庭総合支援センター支援課と健康福祉センターで構成する「こども家庭センター」機能を開始。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない一体的な相談支援を行う体制を構築しています。



3 現状の課題(P25)

多様化する社会的課題への対応

- 8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、個人や世帯が複数の課題を抱える複雑・複合的なケースや、社会的孤立など既存の制度別の支援では対応が難しい課題が顕在化しています。
- これらの社会的課題に対しては、制度・事業側からではなく、本人・世帯を中心に状況を捉え、生活課題の本質的な解決に向け、必要な支援を提供する、包括的な支援体制の構築が急務となっています。

地域による包摂とつながりの重要性

- 少子高齢化や単身世帯の増加、世帯人員の減少、価値観の多様化、地域社会の変容など社会構造の変化により、つながりが希薄化し、従来のような家族や地域におけるインフォーマルなケアが難しくなっています。
- これまでの地域における密接な関係性の構築はもちろんのこと、価値観やライフスタイルの多様化する時代においては、個人が興味や関心に応じて選択的に関わることができる、「ゆるやかなつながり」を重視する必要があります。

4 基本理念・目標(P27)

基本理念

- 次期板橋区基本構想では、区の将来像を「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち“板橋”」とし、その実現に向けた福祉・介護分野における「めざす姿」を「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」としています。
- 地域保健福祉計画では、この「めざす姿」に基づき、これまでの地域福祉推進に向けた取組を発展させ、だれもが地域において役割を持ち、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる地域をつくり、地域共生社会の実現に向け、「地域でつながり支え合う だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念に設定します。

基本目標

01

地域で安心して暮らせる環境を整備します。

なんらかの生きづらさや課題を抱えながらも、必要な支援を受けられず、社会から孤立することがないよう、包括的に支援し、だれもが地域で安心して暮らすことができる環境を整備していきます。

02

お互いが支え合う地域づくりを進めます。

地域生活課題は多岐にわたり、今後増え続ける課題やニーズに対応していくためには、地域でつながり、互いに支え合うことが重要です。多様な「つながり」の機会に着目し、地域住民・団体などが各々の強みを発揮できる地域をつくります。

03

地域福祉の基盤を強化していきます。

だれもが参加できる地域社会を実現するために、一人ひとりを理解し認め合う、人権意識の普及啓発・向上を図るとともに、区民が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉人材の確保及び福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

基本理念

地域でつながり
支え合う
だれもが安心して
暮らせる共生のまち
いたばし

基本目標

01 地域で安心して暮らせる環境を整備します。

02 お互いが支え合う地域づくりを進めます。

03 地域福祉の基盤を強化していきます。

5 重層的支援体制整備事業(P32～35)

事業目的

- 近年、8050問題やダブルケアなど世帯における課題が複雑・複合化し、分野ごとの対応では解決が困難なケースや、社会的孤立をはじめとした、なんらかの生きづらさを抱えながらも、既存の制度別の支援では支援が行き届かないケースなどが顕在化しています。
- 重層的支援体制整備事業は、これらの支援ニーズに対する包括的支援体制を構築するため、関係機関の連携・協働の促進を図るとともに、アウトリーチ等を通じた、個々の状況に応じた継続的な支援の実施を図ることを目的としています。

事業内容

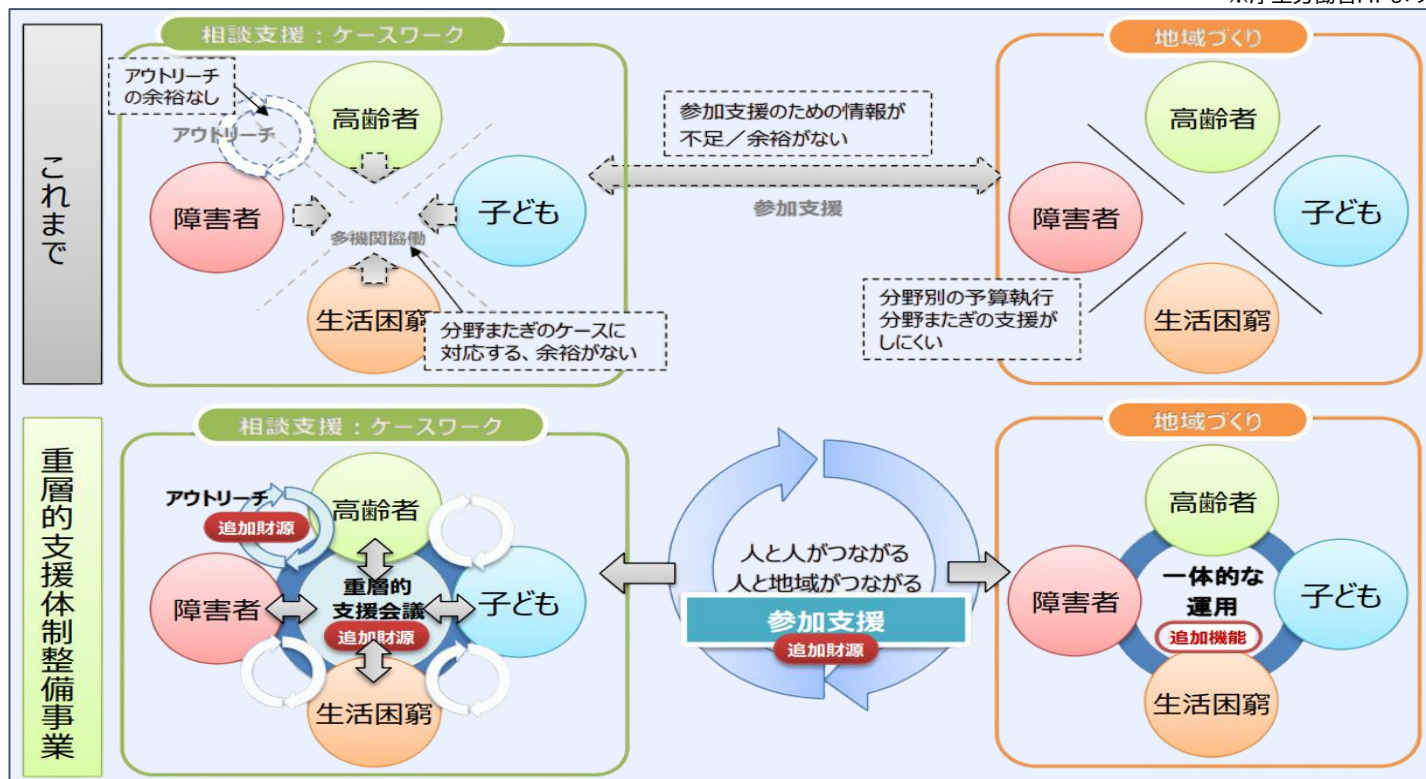
- 重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。
- 重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4により、以下に掲げる事業を一体的に実施することが定められています。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 参加支援事業
- (3) 地域づくりに向けた支援事業
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業(支援プランの策定)

重層的支援体制整備事業導入による変化

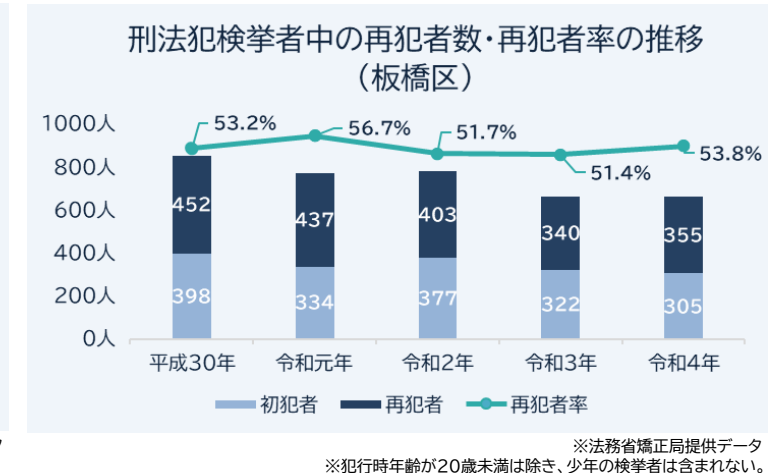
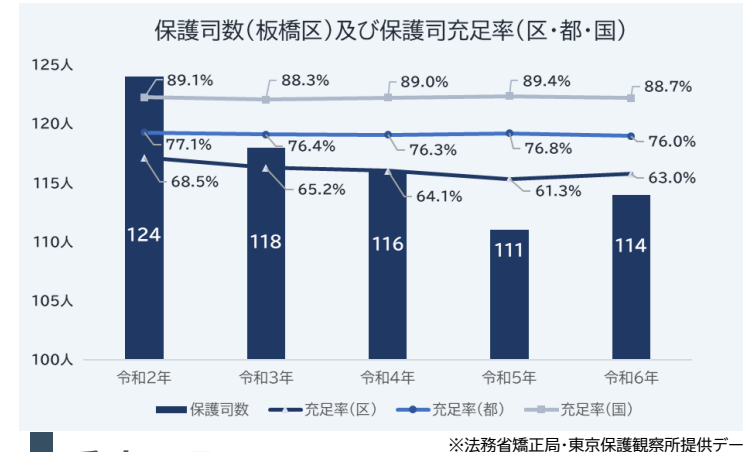
※厚生労働省HPより



6 再犯防止推進計画(P36～57)

趣旨

- 再犯に至る理由は、経済的困窮や精神疾患、社会的孤立など、それぞれが抱える課題に対し、必要な支援が受けられていないことが要因となっている場合があります。再犯の防止には、犯罪をした人等へ必要な支援を提供し、地域社会の一員として社会復帰できるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が必要です。
- 犯罪をした人等の中には、刑事司法手続き終了後において、医療・福祉などの必要なサービスへのアクセスが難しい人がいます。これらの人に対する地域生活に関する支援については、地域住民に身近な地方公共団体にその提供が求められており、前述の趣旨を踏まえた取組の推進が求められます。
- 再犯者率を低下させ、安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、犯罪をした人等が地域社会に円滑に復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うことが重要です。



重点課題

住居・就労の確保等

住居・就労の確保は再犯との関係性が大きく、生活基盤の確保に向けた支援が必要です。

保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢者や障がい者に対する必要な福祉支援を行うとともに、薬物事犯の増加から、薬物依存等への対応が必要です。

非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等

少年院出院時等に進学を希望するにも関わらず進学が叶わない状況があり、就学(修学)の支援が必要です。

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

犯罪をした人等の犯罪に至った背景や経緯にも着目し、特性に応じた支援が必要です。

民間協力者の活動の促進等

犯罪をした人等の社会復帰に向けて、保護司等の人材確保や、関係機関における連携体制の構築が求められます。

地域における包摂の推進

犯罪をした人等の社会復帰には、地域住民の理解・協力が不可欠であり、更生保護活動の広報・啓発が必要です。